

番 号	16請願第5号 (厚生付託)
受理年月日	平成16年 2月26日
件 名	みたか高齢者憲章について
提 出 者	全日本年金者組合武蔵野・三鷹支部 支部長 遊佐 信彦
紹介議員	岩田 康男
要 旨	
<p>〔請願の趣旨〕</p> <p>いま三鷹市が制定しようとしている「みたか高齢者憲章」については、「憲章案」をすべての市民に提示し、公聴会や高齢者団体との協議などによって、市民、とりわけ高齢者の意見を十分聞き、それらを可能な限り取り入れる努力をされた後で議決されるよう請願します。</p> <p>〔請願の理由〕</p> <p>今回、三鷹市が高齢者憲章を制定することを決め、その素案を発表したことを受けて、「みたか高齢者憲章」(案)と憲章制定手続についての意見を市当局に提出しました。そして1月30日には、市の担当者とも懇談を行いました。</p> <p>市の担当者は、私たちの意見や憲章案について、一定の理解を示してくれましたが、1月15日に市としての成案がまとまっているという理由で、私たちの意見を考慮できないと回答されました。</p> <p>私たちは、高齢者問題についての市の基本的姿勢を示す「憲章」である以上、必要な時間をかけ、高齢者の意見も十分に聞いて制定することが望ましく、必要だと考えています。特に「高環境・高福祉」を市の基本構想に掲げ、また、市民参加の市政の推進を強調している三鷹市においては、「憲章」という市の基本姿勢を示すものであるだけに、可能な限り市民の声を反映し、市民が納得した形でつくられるのが望ましいと考えるものです。</p> <p>しかし、率直なところ、昨年12月21日付「広報みたか」で素案を発表、中に正月を挟んだ翌年1月8日までに市民意見を集約、そのわずか1週間後の1月15日に成案作成というやり方では、あまりにも拙速過ぎると思われまます。早急な解決を必要とする</p>	

案件であるならともかく、「高齢者憲章」の制定は一日、二日を争うような性格の案件ではないはずです。この日程では、高齢者の意見を十分に聞いたとはいえないはずです。市の担当者のご報告では老人会、住民協議会、学校関係者で将来の高齢者などの意見も聞いたといわれました。しかし、このわずかの期間では、日常的に行政と接触しているそれらの組織のごく一部の代表者の意見を聞いただけにとどまるのではないのでしょうか。

いま三鷹市には、高齢者のいる世帯が2万世帯を超えており、ひとり暮らしの高齢者だけでも7,000人近くに上っています。

これらの人々が老後を生き抜いていく上で、希望の持てる三鷹市の基本姿勢を示すことは非常に重要なことです。とりわけ独居の高齢者は、各地で起こっている孤独死や高齢者を巻き込んだ犯罪の不安と闘うために、毎日自分を励まし、勇気づけていかなければ生きていけないという状況にあるといっても過言ではありません。

三鷹市の制定する「高齢者憲章」は、これらの高齢者にとって大きな励ましを与え、よりどころになるものでなければならぬと思います。とりわけ今、不況やリストラなどによる家族の生活困難、平和と人権問題や年金問題などが高齢者の生活を不安に陥れています。情勢も大きく変動し、その中で高齢者が生きていく上で、希望を失うような事件が多発しています。そうした時期だからこそ、なお「高齢者憲章」の重要性を強調したいのです。

三鷹市は、「住みよいまち」としても、男性の平均寿命が長いことでも、全国によく知られた都市であり、「市民参加」や「協働のまち」としても注目されています。これらを単なる言葉だけに終わらせないためにも、高齢者憲章の制定は、必要な時間をかけ、市民とりわけ高齢者も参加して、文字どおり、三鷹らしい特徴を持つ、ぬきんでた内容を持つものにしたいと考えます。

以上がこの請願を行う理由です。